

帯広市都市計画審議会を傍聴される方へ

1 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻の30分前から10分前までの間に、受付で氏名、住所を記入してください。
- (2) 傍聴希望者が定員（10名程度）を超えたときは、会長が傍聴人の数等を決定します。

2 傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴される方は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議中は、静穏に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向などの表明をすることはできません。
- (2) 会議において、飲食などはできません。
- (3) 携帯電話等を使用することはできません。
- (4) 会議において、写真撮影、録画、録音などはできません。
- (5) その他会議中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

- 4 審議の中で、会議を非公開とする決定があったときは、退場していただきます。また、都合により会議の途中で退場する場合は、その旨を係員に伝え、退場してください。